菊池市公告第123号

地方税法第20条の2及び菊池市税条例第18条の規定により次の書類を公示送達します。

なお、この公示送達する書類は、当市役所保険年金課に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和８年11月20日

菊池市長　江頭　実

送達する書類	氏　名
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	木村　和哉
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	馬原　健一
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	田代　健次
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	野田　良太
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	池田　真佐也
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	岸本　朔也
令和８年度国民健康保険賦課更正通知書	岸本　朔也
令和８年度国民健康保険税第１期督促状	佐藤　淑恵
令和８年度国民健康保険税第２期督促状	佐藤　淑恵
令和８年度国民健康保険税第３期督促状	佐藤　淑恵
令和８年度国民健康保険賦課更正通知書	平野　瑠海
令和８年度国民健康保険賦課更正通知書	豊岡　広治